

# 追認小口保証

## 制度の特徴

小規模企業者を対象とした県制度であり、一般的な保証制度より金利や保証料負担を抑えることが可能です。

対象者	1. 1年以上県内に事業所を有し、引き続き同一の事業を営む中小企業者であって、商工会議所等の会員又は同所の実施する経営指導を概ね6か月以上前から受けている者で以下のいずれかに該当するもの 2.従業員40人以内（宿泊業、娯楽業を除く商業・サービス業は10人以内）
保証限度額	2,000万円
保証期間	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内
据置期間	1年以内
金利	2.55%以内(固定金利)
保証料	0.13~1.19%
担保	原則不要
連帯保証人	必要となる場合があります。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。